

「旅行業者等が講ずべき景品類の提供及び
表示の管理上の措置」について(指針)

(一社)日本旅行業協会

平成27年2月3日 発行

平成28年4月1日 一部改正

1. はじめに

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）は、過大な景品類の提供や不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限や禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。また、「景品類」とは顧客誘引の手段として取引に付随して提供する経済上の利益をいい、「表示」とは顧客誘引の手段として取引に関する事項について行う広告その他の表示をいいます。

平成25（2013）年に発生した食材の虚偽表示問題を受け、景品表示法は平成26（2014）年に2回改正されました。

1回目は、同年6月13日に公布され、12月1日から施行されています（平成26年法律第71号）。この改正では、国や都道府県の不当表示に対する監視指導体制を整備するとともに、景品類の提供若しくは自己の供給する商品又は役務についての一般消費者向けの表示をする事業者に対して適正な管理体制の整備を義務付けました。また、これに先立ち、内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置についての指針（「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」、以下「消費者庁指針」という。）を公表しました（平成26年11月14日内閣府告示第276号）。事業者は、消費者庁指針に沿って「管理上の措置」を講ずることより、適正な管理体制を整備する必要があります。

2回目は、平成26（2014）年11月27日に公布され、平成28（2016）年4月1日から施行されています（平成26年法律第118号）。この改正では、不当表示（優良誤認表示、有利誤認表示）に対する課徴金制度が導入されました。

本書面（以下「JATA指針」という。）では、消費者庁指針に基づいて旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）が行うべき「管理上の措置」と課徴金制度への対応について記述しています。各社の規模、組織体制や営業方針により、「管理上の措置」も自ずと異なってくるものと思われますので、JATA指針を元に、貴社における具体的な「管理上の措置」を講じて適正な管理体制の整備を行ってください。また、適正な管理体制を維持・継続していくことが不当表示の発生を防止すること（課徴金制度への対応）にもなりますので、これを継続するための取り組みも必要となります。

なお、消費者庁指針では、景品類の提供若しくは自己の供給する商品又は役務についての一般消費者向けの表示を「表示等」としていますが、「景品類の提供」も含まれることを明確にするために、JATA指針では「景品類の提供・表示」としています。

2. 基本的な考え方

（1）旅行業法及び旅行業公正競争規約による規制

旅行業法では、景品類の提供についての規定がありませんので、景品表示法に拠ることとなりますが、表示については、誇大広告の禁止として、著しく事実に相違する表示、実

際のものよるも著しく優良であり又は有利であると人を誤認させるような表示は禁止されています（第12条の8）。また、取引条件説明書面、契約書面、募集型企画旅行の広告の記載事項についても契約規則（旅行業者が旅行者と締結する契約等に関する規則）と併せて詳細に規定されています（第12条の4、12条の5、12条の7）。

更に、企画旅行については、通達（「企画旅行に関する広告の表示基準等について」国総旅振第387号）に基づき、（一社）日本旅行業協会（JATA）・（一社）全国旅行業協会（ANTA）により「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」が作成されています。

一方で旅行業においては、景品表示法第31条第1項の規定に基づき、「景品規約」と「表示規約」の2つの公正競争規約が設定されており、旅行業公正取引協議会（旅公協）が運用しています。

このように、旅行業者等が旅行取引において遵守すべき景品類の提供・表示に関する具体的なルールは既に整備されていますが、これらのルールを遵守するための方法（適正な管理体制の整備）についての指針はありませんでした。

（2）JATA指針のねらい

JATA指針は、旅行業者等が景品類の提供・表示についての適正な管理体制の整備を行うことを目的としています。

適切な景品類の提供を行うためには、景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等が適切なのかを確認する必要があり、また、旅行の内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認する必要があります。消費者庁指針では、事業者に対して、確認した事項を適正に管理するために表示等の根拠となる資料等を保管することや情報を共有することを求めています。

なお、消費者庁指針は、各事業者の規模や業態、取扱商品又は役務の内容等に応じて、不当表示等（※1）を未然に防止するために必要な措置を講じることを求めるものであり、小規模企業者が、大企業と同等の措置を講じることを必ずしも求めるものではありません。

一方で、旅行業法は、旅行業者等が営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任し、この者をして旅行業法施行規則第10条に定める事項について適切に管理・監督することを義務付けています（第11条の2）。この事項には、「旅行に関する計画の作成に関する事項」、「取引条件の説明に関する事項」、「書面の交付に関する事項」、「広告に関する事項」、「契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項」と消費者庁指針が求める業務が多く含まれております。

そこで、JATA指針では旅行業務取扱管理者による管理・監督体制を基に、消費者庁指針が求める体制を構築することを想定して記述しています。

なお、不当表示等を未然に防止するために、以下に記述したような事項が既に整備されている場合には、新たな対応を求められるものではありません。

(※1) 消費者庁指針では、景品表示法第5条に違反する表示と、同法第4条の規定に基づく告示に違反する景品類の提供を総称して「不当表示等」としていますので、JATA指針も同様とします。

3. JATA指針（消費者庁指針への具体的な対応）

消費者庁指針では、次の（1）から（7）までの事項を実行するための具体的措置を講ずる必要があるとしていますので、JATA指針もこれに沿って記述します。

（1）景品表示法の考え方の周知・啓発

旅行業者等は、景品表示法の考え方について、景品類の提供・表示に関係している役員及び従業員（以下「関係従業員等」という。）にその職務に応じた周知・啓発を行うこと。

【具体的な措置の例】

- ① 下記の各ガイドライン等を担当部署に配備することや関係従業員等に配布すること。
 - i) 「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（JATA・ANTA発行、以下「旅行広告・説明書面ガイドライン」という。）
 - ii) 「景品規約・表示規約解説書」（旅公協発行、以下「規約解説書」という。）
 - iii) 「旅行のウェブ取引に関するガイドライン」（JATA・ANTA発行、以下「ウェブガイドライン」という。）
- ② 旅公協が定期的で開催する公正競争規約の説明会に関係従業員等を参加させること。
- ③ 社内で定期的に研修や勉強会を開催し、認識の共有化を図ること。
- ④ 社内イントラネットや社内報等に、景品表示法や公正競争規約を含む法令の遵守に係る自社の方針、規約解説書や景品表示法の違反事例等を掲載し、周知・啓発すること。

（2）法令遵守の方針等の明確化

旅行業者等は、不当表示等の防止のため、景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化すること（一般的な法令遵守の方針等に含めることで足ります）。

【具体的な措置例】

- ① 法令遵守の方針等を社内規程、行動規範等として定めること。
- ② 旅行パンフレットやウェブページの表示等を行う際の必要表示事項の確認や手順を定めたマニュアルを作成すること。
- ③ 社内規程において、不当表示等が発生した場合の連絡体制、パンフレットの回収方法やウェブページの改修手順、登録行政庁への報告の手順等を規定すること。

(3) 景品類の提供・表示に関する情報の確認

旅行業者等は、景品類を提供しようとする場合には、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を確認し、旅行のサービス内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認すること。

なお、これらの「確認」がなされたといえるかどうかは、提供しようとする景品類及び表示の内容、その検証の容易性や旅行業者等が払った注意の内容・方法等によって個別具体的に判断されることとなります。

旅行業者等は、旅行サービスを直接提供するものではありませんが、例えばホテルの客室からの景観や食事の内容等をツアーの重要ポイント等として強調して表示するような場合は、より積極的な情報確認に努めてください。

【具体的な措置例】

①募集型企画旅行の企画に際し、「規約解説書」を参照し、景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を検証すること。

②宿泊サービスの確認について

i) 「客室からの景観」については、ホテルへの確認の励行とともに可能であれば現地調査を行うこと。

ii) 「温泉表示」について、適宜、その根拠を調査すること（「温泉表示に関する表示方法について」（指針案）（JATA 2003. 11. 24）参照）。

<http://www.jata-net.or.jp/member/sideindex/onsenhyoji.htm>

③食事サービスの確認について

料理内容やメニューを表示する場合には、食事サービス提供機関や手配代行者に確認するとともに、可能であれば、食事サービス提供機関等と交わす契約書、覚書、差入書等の書面において、いわゆる表明保証条項を入れることを検討すること。

料理内容やメニューについては、食事サービス提供機関等にその内容を確認し、例えば「和牛」を使用するとの回答があっても、実際に提供される食事が本当に「和牛」であるかを確認することは実務上不可能です。

そこで、食事サービス提供機関等に表示が真正であることを書面上も表明してもらうことにより、表示の正確性を担保することが考えられます。

実際には、食事サービス提供機関は日本国内に留まらず海外にも及ぶこと、海外旅行では手配代行者を通じて手配する場合も多いこと、食事サービス提供機関の営業姿勢等から、表明保証条項を入れた契約を締結することが実務上困難なケースも多いものと思われます。

しかしながら、「グルメツアー」等と称して、名物料理等の特別な料理を賞味することを目的とする募集型企画旅行においてメニュー等を表示する場合は、この表示自体が一般消費者による自主的かつ合理的な選択に影響を与えると考えられますので、契約（※2）において表明保証条項を入れるように努めてください。

なお、例えば、料理内容やメニューの表示内容に照らして料金が不自然に安価であるとか、過去に当該食事サービス提供機関等において不当表示等の事案が発生したことがある等の表示内容の正確性を疑うべき事情がある場合は、表明保証に加え、実務上可能な範囲で、当該食事サービス提供機関等への再確認等の配慮が必要です。

(※2) 旅行サービス提供機関と交わす「観光券契約」や「観光施設等利用券契約」等と称する貴社所定の契約書、手配代行者（ツアーオペレーター）と交わす「海外地上手配基本契約書」等と称する基本となる契約書に「食材の産地、規格、ブランド等を指定して手配した場合には、その内容について誤謬や虚偽ではないことを保証する。」条項を入れるように努めてください。

また、実務上、上記のような契約書に表明保証条項を入れることが出来ない場合は、個別の地上手配契約において、下記に例示した覚書を交わす等の方法により表明保証条項を入れるように努めてください。

<手配代行業者との表明保証条項の例> ※海外地上手配基本契約書（例）を基に作成

覚 書

（旅行者）（以下「甲」という。）と（手配代行業者）（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇月〇日に締結した海外地上手配基本契約第6条に基づき、平成△△年△月△日に甲が乙に対して申込んだ個別の地上手配契約（以下「本契約」という。）において、乙が手配する旅行サービス提供機関が提供する食事サービスの内容（食材、メニュー）について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

第1条（対象とする食事サービスの内容）

本覚書の対象とする食事サービス（以下「本食事サービス」という。）は、乙が、本契約に基づき、平成〇〇年〇月〇日から（平成△△年）△月△日までに出発する□□ツアーにおいて、甲の旅行者に提供する以下の食事サービスとする。

第1日目の夕食（海鮮料理）

第3日目の夕食（日本料理）

第2条（表明）

乙は、甲に対し、本食事サービスに関して、食材の内容、食材原産地、メニューその他の情報に誤謬や虚偽がなく、実際のものよりも優良であると示すものではないことを表明し保証する。

2 乙は、本食事サービスに関する情報に誤謬、虚偽又は優良表示があった場合には、甲

が当該情報を利用しておこなった広告表示、旅行者への案内文書その他の文書（ウェブサイトでの表示を含む。）に起因して甲に生じた一切の損害（行政機関による処分によるものを含む。以下同じ。）を賠償する。

- 3 乙は、甲が、本食事サービスに関するメニューの内容や食材原産地、規格・基準等（ブランド食材の認証マークを含む）、農薬や薬品等の使用の有無、生産・製造・加工の過程における誤りの有無その他甲が求める情報の開示、又はこれらの情報を裏付ける資料の提出を求めたときは、甲の指定する方法により甲が指定する合理的期間内に当該情報及び資料を甲に開示又は提出する。乙が当該情報及び資料を甲の指定する方法により甲が指定する合理的期間内に開示又は提出しなかった場合は、これに起因して甲に生じた一切の損害を賠償する。

第3条（覚書の期間）

本覚書の有効期間は、本契約と同一とする。

第4条（協議）

本契約及び本覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成△△年△月△日

甲

乙

（4）景品類の提供・表示に関する情報の共有

旅行業者等は、その規模等に応じ、前記（3）のとおり各営業所（各組織部門）において旅行業務取扱管理者等が確認した、景品類の提供・表示の情報を共有する仕組みを構築すること。また、一般消費者からの意見や苦情等の情報も共有できるようにしておくことが望まれます。

不当な景品類の提供・表示は、例えば、企画部門等と営業・広報部門との間における情報共有が希薄であることや複数の者による確認が行われていないこと等により発生する場合があります。

このため、情報の共有を行うに当たっては、このような原因や背景を踏まえた対応を行うことが重要です。

【具体的な措置の例】

- ①社内イントラネットや共有電子ファイル、社内報等を利用して、関係従業員等が景品類の提供・表示の根拠となる情報を閲覧できるようにしておくこと。
- ②企画部門等と営業・広報等の各部門の間で、景品類の提供・表示の根拠となる情報や提供する景品類等とを照合すること。
- ③表示物の最終チェックを品質管理部門が運用する申請・承認システムで行い、関係従業員等にデータベースを公開すること。

(5) 景品類の提供・表示を管理するための担当者等を定めること

旅行者等は、景品類の提供・表示に関する事項を適正に管理するため、これらを管理する担当者又は担当部門（以下「景品類・表示管理責任者」という。）をあらかじめ定めること。

なお、景品類・表示管理責任者は、必ずしも専任の責任者又は担当部門である必要はなく、一般的な法令遵守等の担当者又は担当部門がその業務の一環として行うことで足りません。

景品類・表示管理責任者は各営業所（各組織部門）の旅行業務取扱管理者等を統括して、JATA指針に示されている事項が適切に運用されているか管理します。営業所毎や商品カテゴリ毎に、異なる部門が景品類の提供・表示を策定して管理する場合は、それぞれの営業所長や旅行業務取扱管理者、部門長を景品類・表示管理責任者として定めて責任の明確化を図ってください。

また、景品類・表示管理責任者を定めるに際しては、以下の事項を満たしてください。

- ①景品類・表示管理責任者が自社の景品類の提供・表示に関して監視・監督権限を有していること。
- ②景品類・表示管理責任者を複数選任する場合はそれぞれの権限又は所掌が明確であること。
- ③景品類・表示管理責任者となる者が、例えば、旅公協の規約説明会等の景品表示法の研修会に参加するなど、景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていること。
- ④景品類・表示管理責任者を社内において周知する方法が確立していること。

なお、例えば個人事業主のような小規模事業者の場合は、代表者が景品類・表示管理責任者を兼ねることも可能です。

【具体的な措置の例】

- ①法務、コンプライアンス、広報部門等に景品類・表示管理責任者を置き、当該部門において企画部門等における景品類の提供・表示の内容の確認を行うこと。

- ②本社等の統轄部門に景品類・表示管理責任者を置く場合は、営業所の旅行業務取扱管理者を管理・監督して、同人らに景品類の提供・表示の内容を確認させること。
- ③営業所毎に景品類の提供・表示を策定している場合は、営業所長や旅行業務取扱管理者が景品類・表示管理責任者を兼任し、景品類の提供・表示の内容を確認すること。

(6) 景品類の提供・表示の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
旅行者等は、前記(3)のとおり確認した景品類の提供・表示に関する情報を、これら景品類の提供・表示の対象となる企画旅行又は提供される旅行サービスが一般消費者に供給され得ると合理的に考えられる期間、事後的に確認するために資料の保管等の必要な措置を採ること。

例えば募集型企画旅行であれば、対象となっているツアーの広告や旅行パンフレット、旅行条件書等を、当該ツアーの日程が終了してから少なくとも2年間は保管してください(標準旅行業約款では、「損害発生の翌日から起算して2年以内」に損害の通知をする旨定められていますので「2年間」としました。)。なお、万一、表示に関する苦情が発生した場合は、不当表示又はそのおそれのある事態が発生している可能性がありますので、これらの書類は「苦情がなくなった日から5年間」は保管してください。これは、10ページの「4. 課徴金制度への対応」の(1)③の「除斥期間」(違反行為をやめた日から5年を経過したときは課徴金を賦課しない)を意識したもので、これらの書類によって旅行者等が「相当な注意を怠った者でない」と認められて課徴金が免責される証拠となり得ることを想定しています(同①iv)。そうすると、本来はこれらの書類全てを保管しておくべきであるという結論になりますが、一方で、会社によっては膨大な資料を保管することになるという“実務との折り合いをつける”必要があることから、JATA指針では、少なくとも「不当表示又はそのおそれのあるものは例外として5年間保管しておく」という整理としました(貴社の実情に合わせて決めてください)。

また、景品類・表示管理責任者は、景品類の提供・表示に関する情報を記録し保存しておく体制を構築してください。

【具体的な措置の例】

- ①旅行の企画の際に、旅行サービス提供機関や手配代行者(ツアーオペレーター)への調査に対する回答書面(メニュー、温泉に関する調査等、これらの電子データを含む)を保管しておくこと。
- ②募集型企画旅行のパンフレットやその電子データ、ウェブページの電子データを最低でも2年間保管すること(表示に関する苦情が発生した場合は、不当表示又はそのおそれのあるものとして、苦情がなくなった日から5年間保管すること)。
- ③現地の下見調査報告書を保管しておくこと。

(7) 不当な景品類の提供・表示が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

旅行業者等は、特定の商品又は役務に景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、その事案に対処するために、次の措置を講じること。

- ①当該事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ②上記①における事実確認に即して、不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行うこと。
- ③発生防止に向けた措置を講じること。

【具体的措置の例】

- ①事実関係を迅速かつ正確に確認する例
 - i) 景品類・表示管理責任者は表示物・景品類及び景品類の提供・表示の根拠となった情報を確認し、関係従業員等から事実関係を聴取するなどして事実関係を確認すること。
 - ii) 法務、コンプライアンス部門に速やかに連絡する体制を整備すること。
- ②不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行う例
 - i) 直ちに消費者庁に自主申告すること（これにより、10ページの「4. 課徴金制度への対応」の(1)②の課徴金の減額（2分の1）を受けられる場合があり得る。）。
 - ii) ウェブページ等で、不当表示等が発生した事実、経緯、及び再発防止のための措置を周知すること。
 - iii) 旅行パンフレット・チラシ等の回収や訂正版の作成、ウェブページの表示の改修等の措置を講ずること。
 - iv) 旅公協に連絡・相談すること。
 - v) 登録行政庁へ速やかに報告すること。
- ③再発防止に向けた措置の例
 - i) 関係従業員等に対して必要な教育・研修等を改めて行うこと。
 - ii) 当該事案を関係従業員等で共有し、表示等の改善のための措置を講ずること。

4. 課徴金制度への対応

「1. はじめに」で述べたように、平成28（2016）年4月1日から、不当表示（優良誤認表示、有利誤認表示）に対する課徴金制度が導入されました。

（1）課徴金制度の概要

不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示）を行った事業者に対する課徴金制度（経済的不利益を課す）とともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金減免制度（被害回復の促進）を創設するもので、概要は次のとおりです。

①課徴金対象行為（第8条）

- i) 優良誤認表示・有利誤認表示（不実証広告（※3）は一定期間内に裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出がなければ優良誤認表示と推定される。）
- ii) 課徴金額の算定：対象商品・役務の売上高に3%を乗じる（募集型企画旅行であれば旅行代金の売上総額となる。）
- iii) 対象期間：3年間を上限
- iv) 免責要件：ア) 又はイ)
 - ア) 違反事業者が「相当の注意を怠った者でない」と認められるとき
 - イ) 課徴金額が150万円未満であるとき

②課徴金の減免（第9条）

違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額

③除斥期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは課徴金を賦課しない。

④被害回復（第10条、第11条）

実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける等の手続きに沿って自主返金をした場合は、課徴金を命じない・減額する。

（※3）消費者庁は、優良誤認の疑いがある場合、その事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、その表示は「不実証広告」として優良誤認表示とみなされます（第7条第2項）。

なお、平成28（2016）年1月29日に「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（以下、「消費者庁の考え方」という。）が消費者庁から公表されています。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160129premiums_4.pdf

(2) 課徴金制度への対応（不当表示の発生防止）

景品表示法では、事業者の不当表示（優良誤認表示及び有利誤認表示）の違反規模が大きく広い範囲の一般消費者に誤認を与えたり、繰り返し違反行為を行った等の場合には、消費者庁や各都道府県から調査や措置命令をすることができるかとされています（第33条）。このような場合に併せて消費者庁から課徴金が事業者に課せられることが想定されます。

そこで、旅行者等としては、課徴金の対象となる不当表示をどのように防止するかという点が重要となりますが、それには次のような対応が考えられます。

- ①募集広告・取引条件説明書面の表示のチェック体制の構築
- ②食事・宿泊サービス提供者やそれらの手配代行者との契約書に「表明保証条項」を入れる。
- ③消費者相談窓口の充実

しかしながら、3ページの「3. JATA指針（消費者庁指針への具体的な対応）」で記述した管理体制を整備していれば、これらは既に対応していることとなります。とりわけ、上記の③は、万一、不当表示又はそのおそれがある事案が発生した場合に、これを感知するいわば“センサー”としての機能が求められますが、その他にも表示に関する一般消費者からのご意見や苦情等を通じて“一般消費者の視点”を活用して一般消費者が誤認する可能性があるのかを検証するという機能も期待されます。消費者相談窓口など既存の組織を活用して対応してください。

また、消費者庁の考え方にも「当該事業者が、必要かつ適切な範囲で『事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針』（平成26年内閣府告示第276号）に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、『相当な注意を怠った者でない』と認められると考えられる。」と記述されています（17ページ「1『相当な注意を怠った者でない』と認められる』15行目」）。

以上のことから、JATA指針を元に具体的な「管理上の措置」を講じて適正な管理体制の整備を行い、それを維持・継続していくことが不当表示の発生を防止することになります。また、万一このような事案が発生した場合であっても、適正な管理体制を維持・継続していれば、旅行者等々は「相当な注意を怠った者でない」となる蓋然性が高いということになります。

なお、万一、不当表示又はそのおそれがある事案が発生してしまった場合は、8ページの「3.（7）不当な景品類の提供・表示が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応」を元に対応してください。

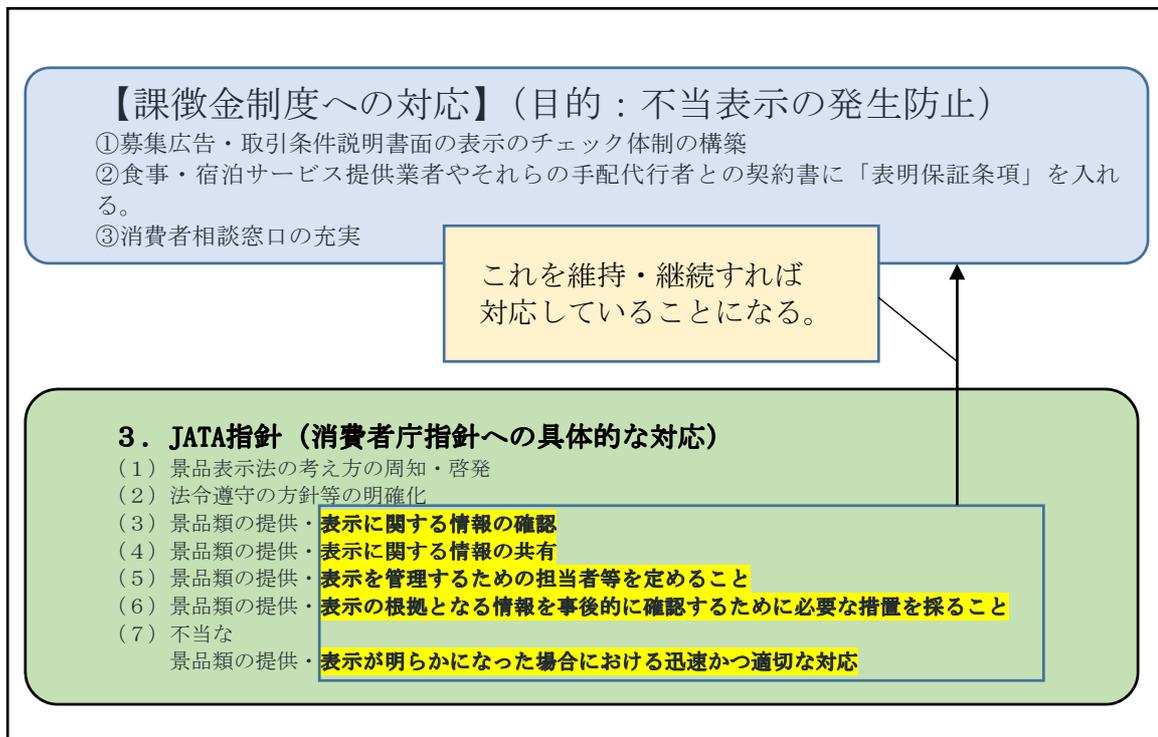
※文末の「【参考】4.（2）課徴金制度への対応（不当表示の発生防止）の模式図」も参照してください。

5. 添付資料

「旅行者等が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」について（概要）

https://www.jata-net.or.jp/member/compliance/160401_rykghsysch.pdf

【参考】 4. (2) 課徴金制度への対応（不当表示の発生防止）の模式図



以 上